

自主行動計画から 排出量取引へ

諸富 徹

京都大学公共政策大学院

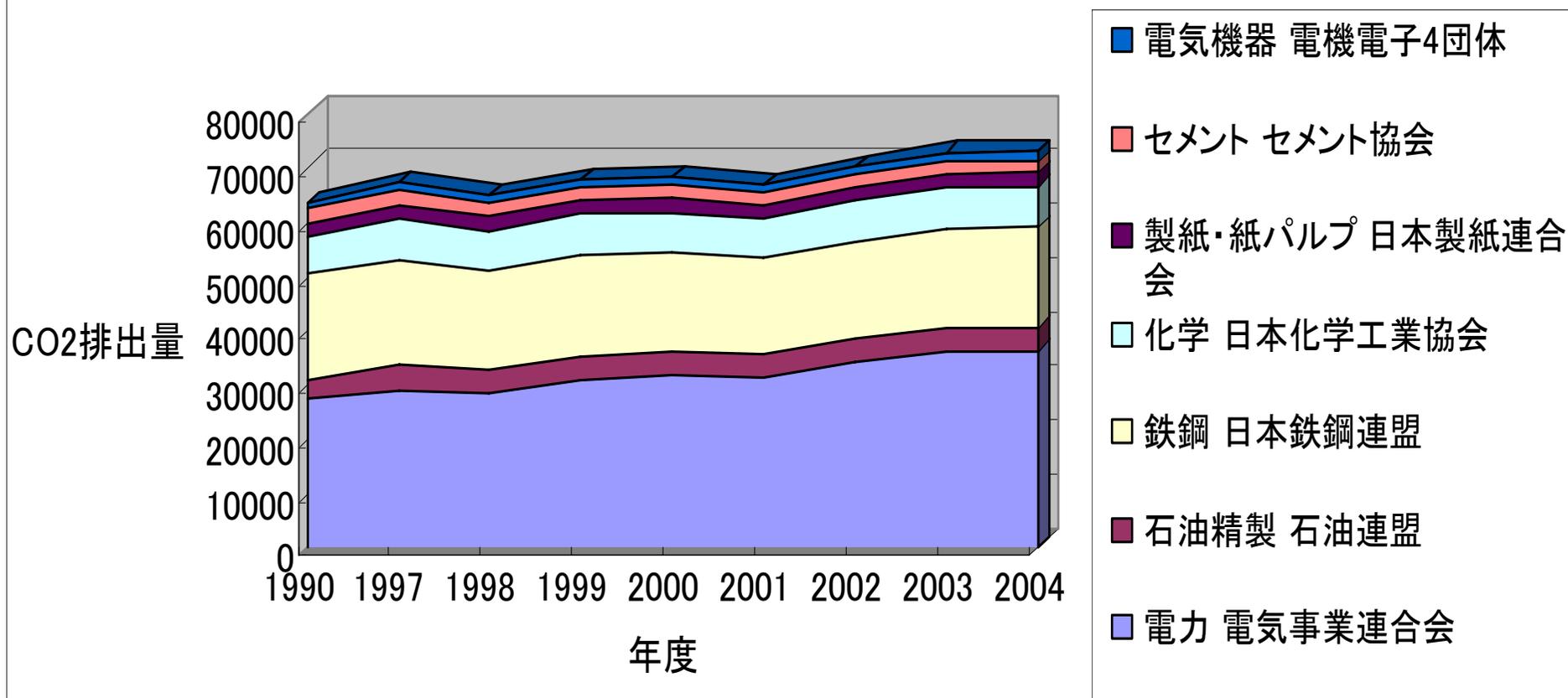


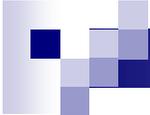
問題意識①

- 日本の2005年度温室効果ガス・・・基準年比で7.8%増
 - CO₂排出量の約6割を占める産業・エネルギー転換部門の排出量・・・1990年以降約10%増加
 - そのうち8割をカバーする自主行動計画では、原発稼働停止等で、2008～12年に見込まれる対策量不足分が、さらに拡大する可能性が大。
- >さらなる追加削減が必要に

自主行動計画主要7業種における排出量の増加

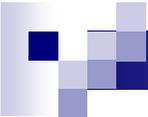
図7 主要7業種の排出量の推移[単位:万t-CO₂]





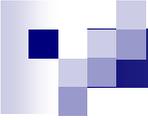
問題意識②

- 10月の自主行動計画「目標引き上げ」・・・18業種のうち11業種が、現状を上回る甘い目標を設定
 - >「乾いた雑巾」ではなく、さらなる削減余力を残した目標設定であることが明らかに
- 家庭部門の排出は確かに増加傾向にあるが、そのエネルギー消費は、先進国で群を抜いて低い。
- 直接排出の64%を占め、削減余力、技術的潜在能力をもつ産業・エネルギー転換部門からの排出削減が日本の温暖化対策の「本丸」である



自主行動計画は期待に応えるか？ ～その特徴と問題点～①

- 問題点1: 目標を「自主的」に選択できる
 - > 自主行動計画の削減目標の正当性、および目標達成の担保措置(未達の場合のペナルティなど)が存在しない
- 問題点2: 4種類の指標から、自らに有利な指標を「自主的」に選択できるため、業種内・業種間での効率性改善競争のメカニズムをビルト・インすることに失敗
 - > 生産減が見込まれる業種・・・「排出量」
 - > 生産増が見込まれる業種・・・「原単位」
 - >> 原単位目標の業種は排出量が顕著に増加
 - > 石炭使用の多い業界は「エネルギー原単位」



自主行動計画は期待に応えるか？ ～その特徴と問題点～②

- **問題点3:**業種内における排出削減努力の配分過程は不透明で、外部から検証不能
 - >排出量取引と比べて排出削減努力の配分が、公平性と効率性の観点からみて優れていることを証明できるのか？
- **問題点4:**原単位についても、分母が独自に補正されており、検証不能
 - >石油精製、化学、電気・電子
- **問題点5:**業種間・事業所間で排出量取引が許容されていないため、費用効率性の改善可能性なし



削減余地と削減インセンティブ①

■ 削減方策①: 燃料転換

>1990年以降の発電所での石炭使用増・・・日本の排出増加分に相当

>>石炭から天然ガスへの燃料転換によって大幅削減が可能

>>削減インセンティブを与えるには、炭素に価格づけが必要



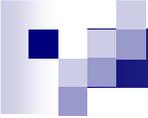
削減余地と削減インセンティブ②

- 削減方策②: エネルギー効率性の改善
 - > 国内においても、発電所・事業所間で効率性に大きなばらつきが存在
 - >> 効率の悪い発電所・事業所の改善によって大幅な削減が可能
 - > 発電・事業所の操業率の変更や、改修・新規投資が報われるインセンティブが必要
- インセンティブの付与という点では、上記いずれの点でも排出量取引制度は、自主行動計画に優越



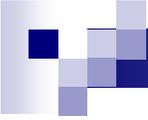
なぜ排出量取引か

- 総量をコントロールできる(マクロレベル)
- 各事業所の排出削減目標を量的な観点から統一的に定義できる(ミクロレベル)
- 燃料転換、改修・新規投資による効率性改善へのインセンティブ(排出枠の「移転ルール」)
- 費用効率性(あるいは効率性改善)
- 技術革新へのインセンティブ(動学的効率性)



現行排出量取引制度(EU ETS)の欠陥とその克服①

- グランドファザリング方式の初期配分による費用効率性の喪失
 - >NAP1からNAP2へ、NAP2からNAP3へ
 - >新規排出源に対する無償配分
- しかし、現行のEU ETSにおける初期配分の欠陥が、なぜ排出量取引を全否定する理由になるのだろうか。
 - >排出量取引は欠陥を抱えながらも様々な利点を持つ政策手段であり、多くの改善可能性を残している
 - >ましてや、上記の欠陥は、自主行動計画を正当化する理由にはなりえない



現行排出量取引制度(EU ETS)の欠陥とその克服②

- 排出量取引は、いくつかの欠陥にもかかわらず、なお排出総量をコントロールできるという利点
 - >これは、将来的に一層の排出削減が必要になる場合に重要
- 「費用最小化」が実現されずとも、取引を通じて効率性改善の余地
 - >この点は、自主行動計画では達成不可
- 業種間・業種内事業所間での排出削減努力配分の透明性の向上



現行排出量取引制度(EU ETS)の欠陥とその克服③

■ 初期配分の改善

>オークション活用の増大

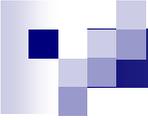
>>グランドファザリング方式による欠陥の除去

>最善技術に基づくベンチマークの活用

>>業種間・業種内での排出削減競争のメカニズムを内在化できる

>移転ルールを活用

>>改修・新規投資インセンティブ



排出量取引の導入による日本の産業の更なる発展へ

- 2013年以降、日本を含む先進国がさらなる排出削減を求められることは必至
- であるならば、日本の中長期目標を設定し、それと整合的な形でキャップ&トレード型排出量取引制度を導入しておくことが有効
- キャップを伴う中長期目標は、企業の投資計画や技術開発に影響を与える点できわめて重要
- 自主行動計画に存在するフリーライドを克服し、排出削減を行った企業が報われる「公平」な仕組みを導入しなければ、計画に対する企業の潜在的な不満は高まるであろう
- いずれ将来、排出量取引導入が不可避になるなら、早期に導入し、グローバルな市場ルールの形成過程に参画すべきであろう。